

江戸時代における池敷・堤塘所持意識の諸態様 ——河内国丹南郡池尻村の三つの池を事例として——

中山永之佑

はじめに

- 一 江戸時代における池敷・堤塘所持意識に関する渡辺洋三氏の所説
 - 二 大島池の水利に関する慣習法規範・慣行
 - 三 大島池など三つの池の池敷・堤塘所持意識の諸態様
 - (一) 池堤塘の使用における池尻村の優位性
 - (二) 池の「除ヶ」の修築工事における池尻村の優位性
 - (三) 貸し池に際しての池尻村の優位性
 - (四) 池敷の賃借における池尻村の優位性
- むすびにかえて

キーワード：江戸時代、河内国丹南郡池尻村、
池敷・堤塘、所持意識

はじめに

一般に池敷・堤塘の所有権、すなわち池の地盤所有権についての研究史は浅い。池敷・堤塘所有権に関して論及した論考といえども、その主たる論点は、水利権にあるものが多い。というのは、いわゆる都市化の進行とともに農地の宅地化現象との関連で、池敷・堤塘が、宅地などに転用可能な土地として認識され、極端に言えば、水利や水の問題がどうでもよくなつた

(1) 河泉地方における池敷・堤塘の所有権について、私は「池敷所有権の帰属について—和泉国大島郡福田村清水池の場合—」阪大法学201・202号、1999年、「土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能—大阪府丹南郡池尻村へど池池敷・堤塘の所有権をめぐって—」阪大

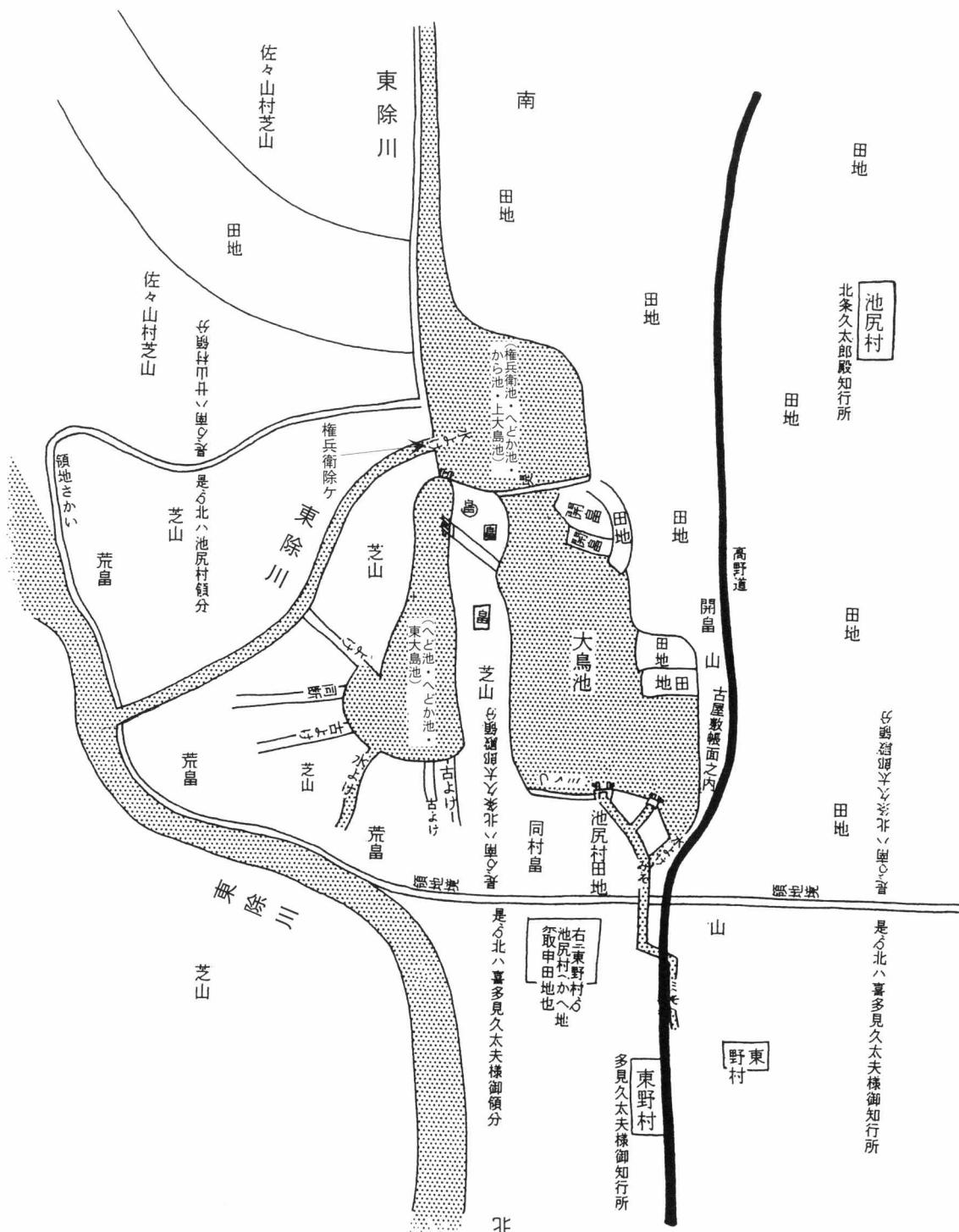
という情況が生まれたのは、過去30年ほどの間のことだからである。それ以前は、池敷をめぐる争訟は、水利権をめぐる争訟が主たるものであった。そのような情況のもと、河泉地方における池敷・堤塘の所有権をめぐる争訟について、それを明確に判定する基準を究明した研究は、極めて少ないという現状にあるといつても過言ではない⁽¹⁾。

とくに本稿が対象とする河内国丹南郡池尻村の三つの池（大島池、権兵衛池〔から池=上大島池〕、へど池）が所在する河内地方は、和泉地方とともに溜池が多く、田畠もこれら溜池によって灌溉が行なわれている特徴のある地域である。しかも溜池は厳密に言えば、それぞれ固有の歴史的沿革を有しており、各々の池敷・堤塘=池の「地盤所有権」の帰属主体を他をもって軽々には判定し得ないことも注意しておかなければならぬのである。したがって、本稿も、当然の事ながら幕藩体制（狭山藩）成立以降の寛永14年(1637)に、水利に関する共通の慣習法規範・慣行を確定したと考えられる（本稿60頁～62頁参照）池尻村の三つの池に関する論考であることをはじめにおことわりしておきたい。

さて、この研究を始めたきっかけは、この三つの池の一つであるへど池池敷・堤塘の所有権

法学219・220号、2002年と題する二つの論考を発表している（中山永之佑『民事裁判の法史学－村と土地の裁判と法－』法律文化社、2005年、149頁～244頁に収録）。本稿は、後者の論考を江戸時代において追究したものである。

大鳥池水論絵図



大阪府教育委員会『大鳥池遺跡試掘調査概要』(1997年) 15頁より引用

池の名称の変遷表

	(へ ど 池)	(大 鳥 池)	(權 兵 衛 池)
寛永14年(1637) へど池普請につき覚書	へど池		
承応3年(1654) 池尻村東野菅生平尾三か村 争論絵図(田中家文書)	へどか池	大鳥池	へどか池
寛文9年(1669) 多治井村黒山村水論絵図 (狭山池土地改良区文書)	へどか池	大鳥池	池
近世中期 水論絵図(田中家文書)	へど池	大鳥池	中ノ池
近世中期 狭山池分水図 (土地改良区文書)			から池
安永元年(1772) 東野村明細帳(林部家文書)	東大鳥池	大鳥池	上大鳥池
享和2年(1802) 池尻村明細帳 (沢田家文書)	へどか池	大鳥池	中之池
天保14年(1843) 河内国丹南郡東野村絵図 (東京都立中央図書館所蔵)	東大鳥池	大鳥池	上大鳥池
明治2年(1869) 池尻村絵図(古城家文書)	字ヘドカ池	字大鳥池	字中池

大阪府教育委員会『大鳥池遺跡試掘調査概要』(1997年) 27頁より引用

の帰属をめぐって争われた訴訟にある。

この訴訟の請求の趣旨及び原因是、へど池の池敷・堤塘が土地収用法に基づき、大阪府によって収用されたため、その補償金の配分をめぐる地区会、財産区、水利組合の間の訴訟となつてはいるが、実質は、へど池池敷・堤塘の所有権の帰属をめぐる、へど池が所在した旧村（池尻村）の地区会（原告）とその池を専ら灌漑用水として利用していた他の三か旧村（東野村・菅生村・平尾村）地域の財産区、地区会、区会、

水利組合（被告）の訴訟である。

東野・菅生・平尾の三か旧村の権利を継承した財産区、地区会、区会や水利組合（以下、東野・菅生・平尾の三か旧村の権利を継承した財産区、地区会、区会や水利組合と言う文言を省略し、三か村財産区と略称する）が、旧村池尻村の権利を継承した地区会に対し、江戸時代において、東野・菅生・平尾の三か村が、へど池を含む大鳥池など三つの池（池敷・堤塘、一以下、この注記は省略する）を「支配進退」⁽²⁾し

(2)江戸時代において、「支配進退」と言う言葉は、一般に地主がその所持地について永代かつ勝手次第に「支配進退することができた」というような用い方がなされているものである。この地主は、土地の種類によって田主、畠主、山主等とも言われたのである。(石井良助『日本法制史概説』創文社、1948年、512頁)。また、石井良助氏は「支配進退は所持権の内容を示すものであるが、大体において支配は収益の事実、進退は処分の権能を示すように思われる。」(石井良助『法制史』山川書店、1964年、219頁)とも述べられている。さらに「進退」は、「進止」とも言われ、その言

葉の起源は古代にさかのぼるが、近世では主に土地・財産の私法的な処分権行使する場合に用いられた。そして法制史の先駆、中田薰、牧健二、石井良助、高柳真三各氏の間で見解の差異はあるが、所職・所領に対する処分権の行使、改易・没収権等の行使であるとする点が各氏の一貫した見解である（鈴木英雄氏の要約による。『国史大辞典』第7巻、吉川弘文館、1986年、833頁参照）。もちろん、近世（江戸時代）の「所持権」には、田畠永代賣買禁止令など、幕藩法による制約があることは言うまでもない。

ており、明治期以降もへど池の池敷・堤塘の所有権は、これら三か村が有していたと主張したのである⁽³⁾。

三か村財産区が上述の主張をする有力な証拠としたのは、本稿第三章の第(四)節「池敷の貸借における池尻村の優位性」の中に挙げている史料であるが、この史料については、後に検討することにしたい。

しかし、へど池を含む大鳥池など三つの池の池敷・堤塘は、明治7年(1874)10月27日付の池尻村「除地反別高書上帳」の記載によっても、池尻村の「公有地」=村有地であったことが明白になっている⁽⁴⁾。この事実は、控訴審(大阪高裁)において証拠として採用され、明治初期には、三つの池の池敷・堤塘が池尻村の単独所有地であったことが「推認」された⁽⁵⁾。

この事実から、私は、江戸時代において、これら三つの池の池敷・堤塘について見られる池尻村(村民)の諸態様・諸行動様式(bavior—以下、この注記は省略する)のうちに、明治期に入って国家によって土地所有権が創出される過程で、設定される池敷・堤塘など、池の「地盤所有権」に対する村民の意識の原初的表現形態を見出すことができるのではないかと考えたのである。

本稿は、このような視点から狭山藩(一万一千石、譜代)領に属する河内国丹南郡池尻村(現大阪府大阪狭山市池尻)に所在する三つの池についての同村(村民)の諸態様・諸行動様式を考察することにより、明治期に入って池敷・堤塘の所有権すなわち、池の「地盤所有権」意識にまで高まっていく人々の意識が、江戸時代においてどのような諸態様・諸行動様式として

あらわれるのかについて明らかにすることを目的としている。

このような考察により、本稿は、河泉地方において間々発生している池敷・堤塘所有権の帰属をめぐる争訟において、所有権の帰属主体の歴史的系譜を明らかにすることに寄与せんとするものである。

私は、このような考察はまた、一般の村(村民)共有地に対する所持意識が形成される過程における、その原初的表現形態の一端をも明らかにすることにもなるのではないかという仮説も持っている。

まず、三つの池が築造された時期について、三つの池相互の関連をも含め明らかにしておきたい。

平成9年(1997)3月発行の大阪府教育委員会『大鳥池遺跡試掘調査概要』によれば、大鳥池がまず築造され、ついでへど池がつくられたと考えられている。大鳥池の築造の時期は「中世に遡ることは確実であろう。」⁽⁶⁾と言われている。へど池の築造の「時期は近世初頭と考えておきたい。」⁽⁷⁾とされる。へど池は、同池へ大鳥池の余水を吐く機能を持つことから命名された可能性が強いと考えられている⁽⁸⁾。へど池はまた、「へどか池」「東大鳥池」などとも呼ばれている⁽⁹⁾。

権兵衛池(から池=上大鳥池)は、池尻村(東池尻)の小谷権兵衛が築造に関わったことから、権兵衛池と呼ばれるようになったとも言われている⁽¹⁰⁾。この池は、初出史料である承応3年(1654)の絵図には「へどか池」と記され、へど池と同一視されていた。この池は溜池よりも大鳥池の遊水地に近いもので、その築造は大

(3)この訴訟についての詳細は、山中・前掲注(1)『民事裁判の法史学—村と土地の裁判と法—』181頁～184頁を参照されたい。

(4)この点については、山中・同上、223頁～236頁参照。

(5)同上、238頁参照。

(6)(7)大阪府教育委員会『大鳥池遺跡試掘調査概要』

1997年、25頁。

(8)同上、28頁。

(9)同上、26頁。

(10)林部光伸『民俗・民話、東野のむかし』1990年、8頁。

鳥池よりも「随分後であると考えられ」ている。また、この池は近世前期には特定の名称を持たず、中期以降に「中ノ(之)池」「から池」「上大鳥池」などの名称が使われるようになったのである⁽¹¹⁾。

上述した大鳥池、権兵衛池（から池=上大鳥池）、へど池の三つの池は、隣接している（大鳥池水論絵図、本稿54頁参照）とともに上に述べたように、歴史的にも相互に密接に関連し、慣習法規範・慣行等も共通している。したがって、本稿で紹介・検討する史料は、主に大鳥池、権兵衛池=から池（上大鳥池）の二つの池に関するものであるが、二つの池について見られる池尻村（村民）の諸態様・諸行動様式は、他の一つのへど池についても同様と考えられるので、本稿は、三つの池に関する論考と言えるのである。本稿の副題を“三つの池を事例として”とした次第である。

次に本稿における考察の視点を考えるために、まず江戸時代における池敷・堤塘の所持意識に関する渡辺洋三氏の学説を紹介しておきたい。

一 江戸時代における池敷・堤塘の所持意識に関する渡辺洋三氏の所説

そもそも江戸時代において村や村民の池敷・堤塘に対する所持意識をどのような法史料から見出していくかは、極めて難しい問題である。江戸時代において、農民が「支配進退」していたとされている田畠については、基本的にはその所持意識は明確であったと考えられるが、専ら灌漑用水として利用されている池の「地盤」である池敷・堤塘については、村や村民の所持意識は、明確ではなかったと考えられるからで

ある（後述参照）。

江戸時代における池敷・堤塘の所持および所持意識についての先学の研究としては、渡辺洋三氏の所説が挙げられる。渡辺氏は、戒能通孝氏の研究に拠りながら、江戸時代と明治初期の法史料を考察され、次のように述べておられる。

「地盤（池敷・堤塘－山中注）に対する抽象的支配権としての所有は、元来、水利権と内的に関連したものではなく、したがって、かかる意味での所有権と水利権とは、まったく別個に独立して存在する権利であるということができる。水利権の存在、その成立基礎と結合していたのは、具体的な占有であり管理であって、抽象的所有ではなかったからである。それゆえに、かかる意味での所有権を持つということは、本来、なんら水利権の根拠とされうるものではなく、また逆に、水利権を持つという事実は、地盤の所有権者であることを、少しも意味するものではない。」⁽¹²⁾

すなわち、渡辺氏は、池敷・堤塘等の「地盤所有権」と「水利権」とは、元来「内的に関連したものではなく」「まったく別個に独立して存在する権利」であると言われるのである⁽¹³⁾。

また、渡辺氏は、江戸時代（延宝・天明期）の近江国（滋賀県域）の史料を検討された結果、池敷・堤塘等の「地盤所有権」の意識および「地盤所有権」の発生について、次のように主張される。

「言うまでもなく、（中略－山中注）具体的用益から独立した地盤所有権の意識は、裁判所——上からの近代化を企図しそれを少なくとも法制の上では実現しようとした国家——の意識であって、従来の慣行と伝統の中に、具体的な用益を基本とする秩序の体系のもとで生活して

矢野達雄「溜池敷地の所有権と村落秩序－愛媛県北宇和郡吉田町の溜池を例として－」『黒木三郎先生古稀記念現代法社会学の諸問題（上）』民事法研究会、1992年、302頁も同様の所説である。

(11) 大阪府教育委員会・前掲注(6)『大鳥池遺跡試掘調査概要』26頁。

(12) 渡辺洋三『農業水利権の研究〔増補版〕』東京大学出版会、1970年、197頁。

(13) 竹山増次郎『溜池の研究』有斐閣、1958年、103頁、

きた人民の意識ではなかった。そして、戒能教授が、その名著『入会の研究』の中すでに鋭利かつ詳細に指摘しておられるように、人民の地盤所有権に対する意識は、そのような国家の上からの近代化、地券発行事業の進捗に伴って外部的に成熟せしめられたのであったと思われる。

地盤所有意識の発生は、ここにおいて、従来は存在しなかった争点を、あたらしく附加することになったであろう。というのは、従来は水の具体的な共同利用の形態において統一されていた秩序が、その水源地ないし水路の地盤の所有をそれぞれの共同利用者が主張するに至って、分裂するという場合を産むに至ったからである。ところで、地盤の所有意識の成熟の結果起こった争いのひとつは、語の厳密な意味における所有権の帰属の争いであり、他のひとつは、それらの地盤の所属の争いであった。後者の最も典型的な場合は地籍ないし地元の争いであり、たとえば、ひとつの溜井を数カ村が共同利用しているとき、その溜井の地元が特定の村に帰属するのか、それともその溜井に対し、数カ村が共同して地元となる関係にあるのかという争いの場合がそれである。たとえば数カ村が共同してその地元となっているところの溜井に対し、そのうちの一か村が所有権を持つという場合があるのであり、この場合、したがって、地元たる地位を持つことは、かならずしも、所有権者であることを意味しない。

この点について戒能教授は、前掲『入会の研究』において、数村入会上の地元村が通常他村より優先権を持つことを具体的な例証によって指摘し、その優先権が主としてその村の行政的管理権から来るものであることを述べておられるが、用水の場合にも、事情は入会の場合と同様であったと思われる。所属権は、このような行政的管理権の権限を意味するものであり。本来

的にその主体は村であった。そして徳川時代においては、この具体的な管理のさまざまな形態が事実として存在するのみにとどまったのであろうが、地券発行に伴う所有の意識の成立は、その管理の権限に対する意識を当然に発生せしめることになり、ここに、どの村に管理の権限があるのかという争いを、あらためて提起することになったのであろうと思われる。したがって、所属権というものは、公権私権の分離を前提としたうえでの純粋に私的な権利としての・また抽象的な権原としての・近代的所有の意識の発生に照応して、従来はいわば公権私権の未分離の状態の上で、いわば公権的支配の内容を構成していたものを私的な権利として再編成し、かつ、それを権原づける過程において、過渡的にあらわれたところの・ひとつの権利意識であったのではないかと推測される。言いかえれば、一面においては、その内容の側面で見れば、かつて村の行政的機能に属していたものが私的所有権の機能に入れられるようになったということ、他方においては、その主体の側面で見れば、かつて行政的管理権の主体であった村が、私法上の所有権の主体としてあらわれるようになったということ、近代的所有意識の導入にさいしてのこの二つの側面を通しての変質過程の変革期に、いまだ未成熟なままの所有意識と旧来の村の行政的管理権に対する意識との・妥協的、折衷的意識が、所属権意識としてあらわれたのであろうかと考えられる。それゆえ、かかるものとしての所属権意識は、しばしば所有権意識とあい交錯しつつ、それと混同されるとともに、他面においては所有と異なるところの観念として意識されていたようである。」⁽¹⁴⁾

上に紹介した渡辺氏の所説は、当然のことながら、渡辺氏が考察された江戸時代の近江の国の史料に基づくものである。本稿において考察

(14) 同上、190頁～191頁。

の対象とする大鳥池など三つの池が所在する河内地方は、歴史学に言う畿内先進地帯にあり、江戸時代においては、日本全国の中でもっとも商品経済の発達した地域に属していた。したがって、江戸時代において既に近代的市民的権利意識の形成も見られたのである⁽¹⁵⁾。

渡辺氏は、その所説を既述したように江戸時代（延宝・天明期）の近江の国（滋賀県域）の史料に基づいて述べられたのであるが、さらに氏の所説を「若干の具体例にもとづいて証証するならば」⁽¹⁶⁾として、明治12年(1879)～明治17年(1884)の大審院判決を検討されている。その大審院判決の中には、畿内先進地帯に属する河内国丹北郡（明治16年7月28日、第419号共有今池地訛立一件）、和泉国泉州（明治17年4月29日、第218号溝敷所属権利妨害一件）の史料も含まれている⁽¹⁷⁾。しかし、氏の論証は、本稿が上に述べたような畿内先進地帯の江戸時代における商品経済の発達とか、近代市民的権利意識の形成といった視点を考慮に入れてなされたものではない。それ故、大鳥池など三つの池の池敷・堤塘に関しては、渡辺氏の所説を参照、参考にしながらも、三つの池に関する史料を上述したような視点を踏まえ、河内地方（とくに三つの池が所在する河内国丹南郡）に即した独

(15) 布川清司『日本民衆倫理思想史研究』明石書店、2000年、33頁～35頁、86頁～92頁、山中・前掲注(1)『民事裁判の法史学』133頁参照。

(16) 渡辺・前掲注(12)『農業水利権の研究〔増訂版〕』191頁。

(17) 同上、119頁～196頁参照。

(18) 『狭山町史』第一巻、本文編、狭山町役場、1967年、552頁～553頁〔井上薰執筆〕。

(19) 大阪府教育委員会・前掲注(6)『大鳥池遺跡試掘調査概要』25頁。

(20) この原則は自分仕置権に基づくものと考えられる（井ヶ田良治氏の御教示による）。

自分仕置権は、領内の事件を領主自身が処理する権限である。この自分仕置権は、寛永10年(1633)に幕府が「公事方定」において国持の之面々の家中と町人百姓の目安は、国主次第るべき旨を令したことにはじまる。次いで元禄10年(1702)のいわゆる「自分仕置令」

自の立場から検討しなければならない。

その検討に当たって、まず前提としなければならないことは、大鳥池など三つの池は狭山藩の本拠地とも言うべき城に相当する陣屋（上屋敷）が置かれた池尻村⁽¹⁸⁾に所在したという事実である。次いで三つの池の一つであるへど池は、狭山藩が成立する近世初頭に構築されたとする大阪府教育委員会の調査結果⁽¹⁹⁾も考慮に入れておかなければならない。

上記の二つの事実に加え、日本近世史において自明とされる相互に他領を侵さないという幕藩領主制の原則⁽²⁰⁾から考えると、江戸時代においてへど池を含む大鳥池など三つの池の池敷・堤塘＝池の「地盤」に対し、所持を意味する「支配進退」を他領に属する三か村⁽²¹⁾が行なっていたとする主張は、そもそも成り立ち得ないのである。

江戸時代において田畠については、それが検地帳に登録されていたこともあって、既述したように村や村民たちの「支配進退」＝所持意識は、基本的には明確であったと考えられる。しかし、池敷・堤塘等の池の「地盤」についてまで所持意識が明確であったとは言えない。その所持意識は潜在的なものであったと考えられる。その理由は、池が、専ら灌漑用水として利用さ

において幕府は、逆罪人、放火人についても一領一家中までにて、外へ障がなければ、伺に及ばず、幕府の法度に準じて自分仕置するよう命じている。

(21) 東野村は、元和7年(1621)、喜多見五郎左衛門勝重（徳川氏五畿内代官）の所領となつたが、元禄2年(1689)幕府領となり、宝永2年(1705)館林藩（秋元氏）、丹南藩（高木氏）の入組支配となり、明治初年まで続いた（前掲注(18)『狭山町史』第一巻、146頁〔井上薰執筆〕）

菅生村は、元和9年(1623)、丹南藩領となり明治初年まで続いた。

平尾村は、元和9年丹南藩領となつたが、宝曆8年(1758)には幕府領となり、文化12年(1812)12月からは幕府領と老中大久保加賀守忠真との入組支配となり、幕府領と大久保氏領との入組支配が明治初年まで続いた（『美原町史』第一巻、美原町、1999年、528頁～531頁〔福島雅蔵執筆〕）。

れているかぎり、池敷・堤塘など=池の「地盤」の所持は、用水利用と関わって問題とされる必要がある場合（本稿、第三章第(四)節の事例のような場合をも含む）においてのみ、人々の意識にのぼるにすぎなかったからではないかと考えられる。池をめぐる村（村民）間の争いが、一般に専ら用水利用のみが主たる問題となる水論（水争い）として展開されてきた周知の事実は、そのことを実証するものと言えよう。

けれども、池に対する所属意識=領域意識（三つの池が狭山藩内の池尻村領域にあるという意識—以下、この注記は省略する）があつたことだけは指摘できる。大鳥池など三つの池について言うならば、その所属意識=領域意識は、「明和九年（1772—山中注）辰三月河州丹南郡東野村明細帳」が、三つの池について「御他領（狭山藩領—山中注）北条豊吉様知行所池尻村領内ニ御座候」⁽²²⁾と記載し、享和2年（1802）の「池尻村明細帳」が「池尻村在之」⁽²³⁾と記載していることからも判定されよう。

つまり、池尻村のみならず、当時、三つの池を灌漑用水として利用していた東野村（後に、本稿の“はじめに”において紹介した訴訟で、この村の権利を継承した財産区が被告となる旧村の一つ、—以下、この注記は省略する）も三つの池が池尻村に所在していた、その意味で所属していたことは認知していたのである。

上に述べたことと、既述した江戸時代においてへど池を含む大鳥池など三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」に対し、所持を意味する「支配進退」を、他領に属する三か村にあったとする主張は、そもそも成り立ちないとする考え方を踏まえて、次に、三つの池について、池尻村（村民）の所属意識の諸態様・諸行動様式を考察していきたいと思うが、その前提として、

(22)『狭山町史』第二巻、資料編、狭山町役場、1966年、55頁。

(23)同上、71頁。

三つの池について、どのような水利をめぐる慣習法規範・慣行等があったかを、大鳥池について検証しておきたい。

二 大鳥池の水利に関する慣習法規範・慣行

まず、検証の対象とする史料について説明する。この史料は、天保年間に起きた大鳥池をめぐる「近世最大」といわれる⁽²⁴⁾菅生・平尾二か村と東野村との水論において、天保7年（1836）7月2日に大阪町奉行所から双方に對決を命じられた際、東野村が大阪町奉行所に対して提出した返答書である。

この史料を挙げた理由は二つある。第一に、大鳥池など三つの池は、既述したように隣接しているとともに歴史的にも相互に関連し、大鳥池の水利をめぐる慣習法規範・慣行等も、権兵衛池（から池=上大鳥池）、へど池と共に通しているからである。

第二は、この水論では、池尻村は当事者ではない。したがって、この史料において池尻村に關して述べられていることは、客觀性を持った事実と考えられるからである。

次に史料のうち、本稿の主題に關係する箇所のみを掲げる。

（前略—山中注）乍恐返答

秋元但馬守殿 領分入組

高木主水正殿

河州丹南郡東野村

庄屋

年寄

百姓代

一石原清左衛門様御代官所大久保加賀守様御領

(24)大阪府教育委員会・前掲注(6)『大鳥池遺跡試掘調査概要』34頁。

分入組河州丹南郡平尾村、高木主水正様御領分

同郡菅生村、右両村ノ當村相手取被願上候者、大鳥池用水取方并ニ池諸入用萬端割合之儀者、東野村四歩二厘、菅生村・平尾村両村ニ而五歩八厘ニ割賦仕候（傍点は山中）（中略－山中注）
ハ壹番

一寛永十四年丑年三カ村打混、大鳥池水法相定古例仕来相守候次第、

此段右大鳥池之儀、毎年用水時ニ至候得者、定式上水之内者、訴答三カ村水役之者共立会、夫々水掛湯口切明三カ村江平流ニ入渡候上、底水ニ至候而ハ壹度丈、尚又三カ村役人共并水役之者共一同立会、一之木ニ而水盛分木相定、夫々分水之仔細有之候得共、唯五步八厘入用銀之廉ヲ以惣体之池水分水ニ引取杯与申儀ハ古今無例ニ而、右様重願立申候段一円承知難仕尚亦大鳥池上樋式ヶ所底樋壠ヶ所在之、尤上ハ樋式ヶ所并ニ除口ノ通水ヲ上川筋与相唱、底樋通水を底川筋与相唱、都合親川式筋在之、是皆当村領内一村手切之支配場ニ而、両村ニ不抱勿論、池ノ字一之木与申三ヶ村分水口之場取迄者庄之内与相唱、則字一之関、二之関、上田池与申右三ヶ所之小井路ハ、皆上ハ樋掛リ之田地へ相掛リ候、湯口ニ而分水ニ抱不申、扱又底樋川筋ニ而も庄之内之間者番はつれト唱上ハ、水之内者、前三ヶ所之湯口并字弓手与申湯口壠ヶ所、且一之木ニ而者、字下田地与申湯口壠ヶ所其余池樋尻ニ而者、北条相模守様御領分池尻村田地相養候湯口壠ヶ所、都合六ヶ處小井路之儀者因縁有之、先例ヲ以池役銀之歩分ニ不拘、往古ム無役ニして用水引取田地相續仕来候、（傍点は山中）（中略－山中注）何卒乍恐前書之始末被為聞召分ケ御糺之上、右躰不迷難題之願不相掛様奉願上候、右御聞届被成下候ハヽ、百姓一同安堵仕永續之基与重々難有仕合可奉存候、以上

天保七申年

七月二日

(25)大阪狭山市、林部家文書（林部邦彦氏所蔵）、前掲

庄屋

勘兵衛 印(24)

同

平右衛門 // (24)

年寄

弥 作 //

同

作右衛門 //

百姓代

宗助 //

同

作右衛門 //

同

直右衛門 //

御奉行様

右返答書ニ立會繪圖相添大坂西御番所地方御役所江右日限ニ差出候控、尤秋元様、高木様兩御役場へも同様写シ差上置由候、依之後年為記録之一同調印控置申所、如件

天保七丙申年

東野村

庄屋

勘兵衛 印

同

平右衛門 印

年寄

弥 作 印

百姓代

宗 助 印

同

治右衛門 印

同

武右衛門 印

同

直右衛門 印⁽²⁵⁾

注(22)『狭山町史』第二卷、292頁～298頁、大阪府教 ↗

まず、上掲の史料冒頭の部分には「大鳥池用水取方并ニ池諸入用萬端割合之儀者、東野村四歩武厘、菅生村・平尾村両村ニ而五歩八厘ニ割賦仕候」と大鳥池用水と大鳥池に必要とされる諸入用すべてが上に示されたような一定の割合で三か村に賦課されてきた事実が示されている。

次いで「十壹番」の箇所では「寛永十四年丑年三カ村打混、大鳥池水法相定古例仕来相守候次第」として、江戸時代初期の寛永14年(1637)に、東野・菅生・平尾の三か村が寄り合って、「大鳥池水法」=大鳥池の水利に関する「古例仕来」=旧来からの慣習法規範・慣行等を「相定」め=確定し、「相守」ることにしたことが、まず記されている。続いてこの水利に関する慣習法規範・慣行等が記されているが、その中に池尻村の田地に関する用水についても次のように記されている。「北条相模守様御領分池尻村田地相養候湯口壱ヶ所、都合六ヶ処小井路之儀者因縁有之、先例ヲ以池役銀之歩分ニ不拘、往古より無役ニして用水引取田地相續仕来候」。ここに池尻村に関して記されている用水の慣習法規範・慣行は、大鳥池からの用水のうち池尻村の田地については「因縁」があって「先例」によって大鳥池にかかる諸入用等の「池役銀」(既に上掲の史料に記述されていた東野村四歩武厘、菅生村・平尾村両村で五歩八厘の割合による池諸入用萬端等の負課金——上掲史料の傍点を付した箇所を参照)に「不拘」「往古より無役」にて、つまり、昔からそのような「池役銀」を負担せずに用水を用いてきたことになっている、と言えよう。

ここに記されている「因縁」とは、池尻村の「田地」について言えば、大鳥池の池敷・堤塘の所属、つまり、「地盤」の所属が池尻村にあ

るという客観的事実が、大鳥池についてあったこと、さらにその基底には大鳥池の構築は「中世に遡ることは確実であろう」⁽²⁶⁾と言われてはいるが、近世池尻村の原集落とも言える中世の莊園、狭山庄の人々が大鳥池の構築に主体的に関与したという歴史的な事実の存在が推定されるのである。

このような「因縁」に基づいて、大鳥池の用水利用において池尻村が東野・菅生・平尾三か村に対して(池にかかる諸入用等の「池役銀」を負担しないで灌漑用水を利用できるという—上述参照)優位性を有するという水利に関する慣習法規範・慣行が形成され、それらが東野・菅生・平尾の三か村にも容認されている事実も看取されるのである。

このような事実はまた、既に紹介した東野村が天保7年に大阪町奉行所に対して提出した返答書(上掲史料)に記載されている大鳥池についての水利をめぐる慣習法規範・慣行等の諸事実、就中、池尻村は「無役」、東野村は「四分二厘」、菅生・平尾村は両村で「五歩八厘」という賦課負担額の割合にも的確に反映されていると言わなければならない(上記の二つの事実は、上掲天保7年の史料のほか、「明和九年(1772—山中注)辰三月河州丹南郡東野村明細帳」の記載事項および明治23年(1890)10月20日以降に作成されたと考えられるへど池敷・堤塘の「土地共有者台帳」の登録事項によっても裏付けられる⁽²⁷⁾)。

以上、本稿では(一)大鳥池など三つの池に対する池尻村の所属意識、(二)大鳥池など三つの池は狭山藩領にあり、相互に他領を侵さないという幕藩領主制の原則からすると江戸時代において三つの池の池敷・堤塘に対し、所持を意味

→ 育委員会・前掲注(6)『大鳥池遺跡試掘調査概要』資料6頁～10頁。

(26)大阪府教育委員会・前掲注(6)『大鳥池遺跡試掘調査概要』25頁。

(27)前掲注(22)『狭山町史』第二巻、55頁、山中・前掲注(1)『民事裁判の法史学—村と土地の裁判と法—』185頁～188頁、193頁～196頁参照。

する「支配進退」を他領に属する三か村が行なっていたとする主張は、そもそも成り立ち得ないこと、(三)大鳥池の用水利用について、池尻村が東野・菅生・平尾の三か村に対して(池にかかる諸入用等の「池役銀」を負担しないで灌漑用水を利用できるという)優位性を有しているという慣習法規範・慣行が形成されており、それが東野など三か村に容認されている事実があることを検証、確認してきた。上述の三点により、江戸時代において、池尻村がへど池を含む大鳥池など三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」を「支配進退」=所持していたことは、推定されよう。この推定は、明治7年(1874)10月27日付の池尻村「除地反別高書上帳」に、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」が池尻村単独の「公有地」=村有地として記載されていることによっても裏付けられるのである(本稿56頁参照)。

しかし、既述したところからも明らかなように江戸時代において、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」に対する池尻村の所持意識は、潜在的なものであったと考えられる。本稿では、以下、その潜在的所持意識が、大鳥池など三つの池に対する、池尻村のどのような態様・行動様式としてあらわれるかを、年代順に史料によって検証していきたいと思う。

三 大鳥池など三つの池の池敷・堤塘 所持意識の諸態様

(一) 池堤塘の使用における池尻村の優位性

まず、文化10年(1813)の上大鳥池堤に樋番小屋を設置することについての池尻村と東野・菅生・平尾三か村の交渉経過と結果を記した史料によって、池堤塘の使用における池尻村の優位性を実証する。上大鳥池は、権兵衛池・から池などとも称され(池の名称の変遷表、本稿55頁参照)、大鳥池と東大鳥池(へど池)の南側に

所在する。これらの三つの池は、既述したように水利をめぐる慣習法規範・慣行等も共通しているとされる池である。下に史料を掲げる。

文化十西正月

上大鳥池堤樋番小家建度段

重田 又兵衛様御代官所へ平尾村願書写

乍恐口上

河州丹南郡平尾村

一、秋元左衛門様御領分同州同郡東野村并高木主水正様御領分同州同郡菅生村当村三ヶ村立会用水溜池字大鳥池并上大鳥池東大鳥池右三ヶ所共、北条相模守様御領分同州同郡池尻村領内ニ御座候処、右上大鳥池ヲ掛樋御座候而残武ケ所溜池へ用水溜込入用之節ハ、大鳥池江引移シ、村々江引取申候、然ル所、近年何連之者哉、魚取參右掛樋之戸前抜差手保ニ仕候得共、手遠之場所ニ御座候得者、見廻リ等行届キ兼堪心養水之砌ニ□減少仕歎ケ敷奉存候ニ付、右池堤ヘ樋番之者差置申度先達而池尻村へ掛合候得共、不承知ニ付、其保差控罷在候処、去夏以来、右掛樋銭戸前□取捨甚タ難儀仕候ニ付、不得止事御願奉申上候、依之、別紙絵図面之通右池堤へ長式間横壱間半之小家掛ケ仕樋番之者差置申度乍恐御願申上候、何卒御憐愍を以御聞済被為成下、北条相模守様役場江御達被為成下候ハゞ難有奉存候、以上

文化十西正月十一日

右庄村屋

弥三衛門 印(マ)

〃

藤右衛門 印

年寄

七左衛門 印

〃

利右衛門 印

百姓代

忠兵衛印
市右衛門印
重田又兵衛様
御役所
右之通今日奉願上候願上書写奉差上候、以上
文化十酉年正月十一日
河州丹南郡平尾村
庄屋
藤右衛門印(マ)
鈴木町南
御役所⁽²⁸⁾

上掲の史料は、当時、幕府領と老中大久保加賀守忠真の入組支配池であった平尾村⁽²⁹⁾から幕府代官重田又兵衛に提出された願書である。この願書は、次のようなことを申し出ている。
文化10年(1813)正月11日に平尾村・東野村・菅生村三か村の「立会用水」である大鳥池、上大鳥池、東大鳥池(へど池)の用水利用のため上大鳥池に設置してある「掛樋之戸前」(扉)をどこからか「魚取」に来た者が「抜差」して「手保」(勝手)にしていたけれども、「手遠之場所」で「見廻り等行届」かないので、必要なときに用水が「減少」して困っている。それで上大鳥池の堤へ樋番の者を置きたいと池尻村へ掛け合ったが「不承知」であったため、やむをえずそのままにしておいたところ、去年の夏以来「掛ケ樋銃戸前(掛ケ樋の金属製の飾で補強された扉ー山中注)」が捨てられてしまって大変難儀しているので、止むを得ず願い出た次第である。したがって、「別紙絵図面之通」大鳥池の堤へ「長式間横壱間半之小屋」を建て「樋番之者」を置きたいのでお願いする。この願を聞届けて下さり、(池尻村の領主である)狭山藩の「北条相模守様役所」へ連絡・仲介してい

ただければ有難い。

この願書は、平尾村庄屋から幕府代官「重田又兵衛様御役所」に提出されると同時にその写が同じ幕府代官の役所である「鈴木町南御役所」に提出されたかたちがとられている⁽³⁰⁾。

この願書は、平尾村(庄屋)が同村を含む東野・菅生三か村を代表して願い出たものである。この平尾村(庄屋)の歎願は、幕府代官を通じて狭山藩役所へ連絡され、狭山藩役所から池尻村へ問い合わせがあったものと思われる。

次の史料は、この狭山藩の問い合わせに対し、文化10年正月28日の池尻村が狭山藩の役所へ提出した回答書の「控え」である。

文化十酉正月廿八日
狭山御役所江
池尻村より口上之控
乍恐口上
御領分池尻村
庄屋
年寄

一、重田又兵衛様御支配所丹南郡平尾村より被願出候池尻村領内有之候三ヶ村立会、上大鳥池堤ニ長式間横壱間半之小屋相立樋番之者差置申度段先

御役所江被申上御書翰を以當
御役所江御掛合村方差支之有無御尋ニ御座候ニ付、奉畏左ニ申上候

此儀者、右三ヶ村より是迄掛合御座候得共、池尻村末ニ近年野番差置候所、夜分小家もの等打寄大根いも又者畠岸ニ仕付置候樹木焼柴等取入或ハ酒狂之上、喧嘩口論いたし、却而違却之事共有之候ニ付取放し候義も有之、此儀ハ三ヶ村も能承知之儀ニ御座候、此度被仰聞候趣、再応村方末々百姓共迄打寄申聞候得共、何分御断申

(28)大阪狭山市、田中家文書。(大阪府立狭山池博物館所蔵)。

(29)前掲注(21)参照。

(30)「重田又兵衛様御役所」は、すなわち「鈴木町南御役所」であるので、何故このように二重に「願書」が提出されるような形式が取られたのか、不明である。

上呉候申之候付、乍恐此段申上候 以上（傍点
は山中）

文化十酉正月廿八日

右村年寄	庄左衛門
"	七郎衛門
庄屋	重兵衛
"	田中仙藏
狹山御役所 ⁽³¹⁾	

上掲の池尻村の回答書の「控え」を見ると、池尻村では、次のように返答していたことがわかる。

池尻村では、東野など三か村から「掛合」があったが、池尻村でも近年「野番」を置いたところ、野番「小屋」の者が、集まって「大根いも」を取ったり、「田畠」に「仕付置」いた「樹木」を焼いたり、「柴」などを取ったり或いは飲酒のうえ、「喧嘩口論」したりするので「違却」（困惑）して、野番を「取放し」（解雇）したこともある。このことは、三か村もよく知っている。しかしこの度、狭山藩役所の「被仰聞候趣」=指示をうけ、再び「村方末々百姓共迄打寄申聞」たが「何分御断申上呉様申」すので「乍恐此段申上」げる。

上の池尻村の庄屋など村役人の回答を見ると、狭山藩役所の指示をうけたにもかかわらず、種々理由を挙げて三か村の申入れを拒絶したことが明瞭に看取される。

しかし、結局は、池尻村も承知したと思われ、文化11年(1814)4月11日付で、池尻村から三か村に対して小屋を建てるについて、いろいろと条件を示した案と思われる史料が残されている。

次に掲げる。

文化十一甲戌年四月十一日

此方カ遣候案詞

一札

一、池尻村領内ニ有之候三カ村溜池、字上大鳥池堤ニ長式間横壹間半之小屋相建樋番之もの差置申度、新規之儀ニ付、段々其御村方へ及対談御得心給リ相定置候ケ条左之通

一、右小屋修覆并番給米等三カ村より相賄ひ差置候得共、場所其御領地之事ゆへ、樋番之ものは池尻村非人番手下ニ相定可申事（傍点は山中）

一、樋番之もの作物竹木焼葉等伐荒シ、或者御法度向不及申、喧嘩口論不致様為相守、万一相背候ハヽ、樋番之もの其御村より入替可被成候外、御差支之儀出来候ハヽ、何時ても當小屋取扱可申事

一、右地所ニおゐて変死其外いか様之儀出来候ても、其御領地之事ゆへ、御引請候共、諸入用之儀者三カ村カ引請出銀いたし可申事

一、右用水掛樋番等不行届之儀三カ村より申遣し候ハヽ、樋番之もの早速入替可給候事

右之通後年ニおよび候共、御相對違失無之候全用水溜込而已儀其外仕来り通リ聊ニ而も違背申間敷候為後証依而如件

文化十一甲戌年四月⁽³²⁾

この池尻村が三か村に提示した条件には「場所（三か村の番小屋を建てる上大鳥池堤－山中注）其御領地（池尻村領－山中注）之事ゆへ、樋番之ものは池尻村非人番手下相定可申事」と上大鳥池堤に対する池尻村の所属意識とそれに基づく潜在的所持意識に基因する、池尻村の上大鳥池堤に対する管理的な態様が明確に看取されるのである。現在においても河内・和泉地方の池敷・堤塘の所有権者であることの証左

(31)(32)(33)前掲注(28)田中家文書。

一つとして、堤塘上の植物等を採取したり、堤塘上に植物等を植えたり、植えたものを採取する権利を有しているという事実が挙げられている。したがって、既述の池尻村の上大鳥池堤に対する管理的な態様は、上大鳥池堤に対する池尻村の潜在的所持意識から生じたものであると言うことができるのである。

さて、池尻村が示した条件に対して平尾村など三か村は、文化11（1812）年11月20日付で、次のような条件案を池尻村に示している。

文化十一年甲戌年十一月廿日

三ヶ村より差越候案詞写

一、其御村領内ニ有之候三ヶ村用水溜池、字上大鳥池堤江長武間横壹間半之小家相建用水掛ケ樋番之もの差置申度ニ付、御掛合ニ相成、御承知被下、然ル上者樋番人ハ隨分実躰もの差入可申候、万一不埒ものニ候ハゞ早速入替可申候、其上行届き不申節ハ、隨其時ニ宜敷對談之上取放可申候、為後日之一札仍而如件

年号月日⁽³³⁾

この三か村から池尻村へ出された条件案においても「其御村領内（池尻村領内－山中注）有之候三ヶ村用水溜池字上大鳥池堤」と書かれており、上大鳥池堤が、池尻村領内に所属していることは三か村も認めていたことは明瞭に看取されるのである。

以上に掲げた文化10～11年の史料は、次の二点を実証するものである。すなわち、まず第一に、三か村が上大鳥池堤に対して、「支配進退」を行なっていなかったことを明確に実証するものである。というのは、もし三か村が「支配進退」を行なっていた、つまり三つの池の池敷・堤塘を所持していたとするならば、三か村が三つの池の用水利用のために上大鳥池堤に小屋を設けるに際して、池尻村に対して許可を求める必要など全くなかったからである。

第二に、上大鳥池堤に対する所持意識（潜在的なものであったとしても）が三か村ではなく、池尻村の村役人をはじめ村民たちにあること、かつ、三か村もそれを認知していたことを実証するものである。そしてそれは、池尻村の上大鳥池堤に対する管理的な態様となってあらわれているということができるよう。

（二）池の「除ケ」の修築工事における池尻村の優位性

以上に指摘した諸事実を踏まえて、次に池の「除ケ」の修築工事＝「築定普請」における東野など三か村に対する、池尻村の優位性を示す「権兵衛除ケ」（大鳥池水論絵図、本稿54頁参照）の「築定普請」＝修築工事に際しての池尻村と東野など三か村間の天保10年（1839）の約定書をみてみよう。下に史料を掲げる。

（包書）

「権兵衛除ケ武度目切流、右築定普請ニ付、池尻村より被遣候約定書、本紙壹通、右同断三ヶ村より池尻村へ相渡候約定書下書、右式通在中、天保十亥年二月十八日」

差入申約定一札之事（以下、「約定書A」と略称する－山中注）

一字権兵衛除假堰高く、当方領内差支候ニ付、其趣右場所へ立会及御懸合候処、假堰之事故、高低難斗、段石先例之通式拾三段積立候上者、右天石上端通高低無之様假堰御取扱被成候段、三ヶ村より別紙書付御差入被下案心いたし候、右熟談之通假堰取扱被成、普請出来立候上、万一大鳥池用水溜込差支ニ相候ハヽ、用水溜込中、三ヶ村より除口江土俵堰を以水懸込可被成候、為其約定書如件

天保十己亥年

二月十八日

池尻村

庄屋

幸三郎 印

同 信太郎 印

東野村

菅生村

平尾村

御庄屋中

差入申約定一札之事（以下、「約定書B」と略称する—山中注）

一去ル西ノ八月、権兵衛除ヶ段石崩流、不取敢
仮堰ニ而、右損所普請取懸り罷在候内、去戊四
月洪水ニ而、右除ヶ北之方、其御村方御領内小
三郎、徳蔵所持之畠崩流、當時川筋同様ニ相成、
除ヶ所普請者出来候而も、当方用水溜池大鳥池
へ水懸ケ出来がたく、依之、及御掛合候処、是
除ヶ仮堰高候故之義ト被仰聞、御尤と存候、然
（衍カ）
ル上者然ル上者、除ヶ段石式拾三段天石上端通
り高低無之様、除ヶ口土関切下ケ候、依頼御領
内へ不差支様仮堰取扱可申筈ニ而御承知被下候
上者、無相違段石天面通縛取、右土砂ヲ以切所
堰留可申候、万一段石天面ぶ高く相成候へ者、
何時ニ而茂取扱可申候、猶又、皆普請出来候上
者、後年為見合右除ヶ段石ト見競、右追而申合
立置候、聊違変無之ため約定書依而如件

天保十亥年

二月

東野村

庄屋

勘 兵 衛印(マ)

同村同断

平右衛門印

菅生村

庄屋

喜右衛門印

平尾村

庄屋

藤右衛門印

池尻村

御庄屋中

右之通相認調印ヲ以相渡有之申候事

庄屋

勘 兵 衛様

亥二月十八日(34)

上掲の史料の冒頭に記されている「権兵衛除ヶ」と言うのは「権兵衛池の東側において東除川が滝状に下っている箇所」で「この箇所には川底が水流によって掘削されることを防ぐために石が張られており、権兵衛と呼ばれている」⁽³⁵⁾施設のことである。また「権兵衛除ヶは、東除川の川底を石垣を組んで高くした部分で、東除川の水を堰き止めて権兵衛池（上大鳥池）を通じて大鳥池に導入するために造られたものである」⁽³⁶⁾とも言われている。

上掲の史料のうち、天保10年2月に、東野・菅生・平尾三か村の庄屋から池尻村庄屋に提出された「差入申約定一札之事」（約定書B）をまずみてみよう。そこにはおよそ、次のようなことが記されている。

「権兵衛除ヶ」の「段石」が「去ル西ノ八月」（天保8年[1837]8月）に流れ、大鳥池を灌漑用水に利用している東野・菅生・平尾の三か村が「不取敢仮堰ニ而」「損所普請取懸り罷在候内」に「去戊四月」（天保9年[1838]4月）に「洪水ニ而」「権兵衛除ヶ」の北側にある「其御村方」=池尻村の「小三郎、徳蔵所持之畠」へ水が流れ込んでしまって、「畠崩流、當時川筋同様ニ相成」ってしまった。その結果「除ヶ所」=「権兵衛除ヶ」の「普請者出来候而も」「当方」=東野・菅生・平尾三か村の「用水溜池」である「大鳥池へ水懸ケ（水入－山中注）出来がたく」なったので、池尻村へ「及御掛合候処、是全く除ヶ仮堰高候故ト被御聞」たので「御尤と存」する。

(34)前掲注(25)林部家文書、『美原町史』第四巻、1993年、465頁～466頁。

(35)大阪府教育委員会・前掲注(6)『大鳥池遺跡試掘調

査概要』11頁。

(36)『大阪狭山市史』第一二巻、地名編、大阪狭山市役所、2000年、190頁〔市川秀之執筆〕。

「然ル上者」、「權兵衛除ヶ」の「段石式拾三段天石上端通り高低無之様、除ヶ口土闌」を「切下ケ」て、今後「御領内」=池尻村の田畠に「不差支様仮堰取扱可申候」である。そのことを「御承知」下されたうえは、「万一段石天面より高く相成候へ者何時ニ而茂取扱」う所存である。

このような「約定書B」を東野など三か村の庄屋が池尻村の庄屋に申し入れたのは、「約定書B」の文面から推定されるように三か村が行なった「權兵衛除ヶ」「仮堰」の修築工事の結果、池尻村の小三郎・徳蔵所持の畠が冠水したために、池尻村庄屋から三か村庄屋に対して苦情が申し出られたことによるものと考えられる。この池尻村（庄屋）の申し出に対し、「約定書B」において、三か村（庄屋）が「是全く除ヶ（「權兵衛除ヶ」）のことを指称している（山中注）仮堰高候故」と述べて、池尻村（庄屋）の主張を認め「御尤と存」ずると述べていることから明らかなように、三か村（庄屋）は「權兵衛除ヶ」の「仮堰」の修築工事の失敗・欠陥を認め、池尻村（庄屋）の申し出を受け入れて、修築工事をやり直すことを池尻村（庄屋）と約定しているのである。

このことは、天保10年2月18日に池尻村庄屋から三か村庄屋へ宛てた「差入申約定一札之事」（「約定書A」）が「字權兵衛除仮堰高く、当方（池尻村－山中注）領内差支候ニ付、其趣右場所へ立会及御懸合候処、仮堰之事故、高低難斗、段石先例之通貳拾三段積立候上者、右天石上端通高低無之様仮堰御取扱被成候段、三ヶ村より別紙書付（「約定書B」を指称している－山中注）御差入被下安心いたし候」と述べていることによても明らかである。

この「約定書A」では、池尻村（庄屋）は、三か村（庄屋）に対し、「熟談之通」り「仮堰取扱被成、普請出来候上、万一大鳥池用水溜込之差支ニ相成候ハヽ、用水溜込中、三ヶ村より除

口土俵堰を以水懸込可被成候」と約束して、三か村に対する一定の配慮を示しているが、それがあくまでも「大鳥池用水」の「溜込中」（用水を溜め込んでいる期間）だけである。しかも「土俵堰を以水懸込可被成候」と、指示している点は、看過されてはならない。三か村の「大鳥池用水」の「溜込中」であっても、「土俵堰」であれば池尻村に差支えがあれば、いつでも、それを三か村に撤去させることができるからである。

以上の史料=「約定書A」・「約定書B」は、池尻村が「權兵衛除ヶ」の修築工事と大鳥池への「水懸込」について、許可や指示を行なうなど、三か村に対する優位性を示す態様や行動を取ることができたことを実証するものと言えよう。

（三）貸し池に際しての池尻村の優位性

ついで、慶応3年（1867）には、2月15日付で、大鳥池を池尻村が「東野外式ヶ村」=三か村に貸し池することについて狭山藩代官に提出したものと考えられる史料があることに注目しておかなければならない。次に、その史料について検討する。

乍恐以書付奉上候

一先達而御届奉申上御聞済被為 成下候大鳥池かし池之義、弥当卯年より来る巳年迄三箇年之間かし池之約定ニ仕候、猶亦当御屋鋪魚釣御慰之義者差構無御座候段、前以東野外式ヶ村へ懸合詰仕、一同承知ニ御座候、猶亦かし池魚代入札之砌、入札人へ右之趣東野村役人より及披露ニ候義ニ御座候、私共一同出席仕候ニ付此段御届奉申上候以上

慶応三卯年二月十五日

池尻村

百姓代

長 兵 衛 ㊞

同
九右衛門印
年寄
太郎兵衛印
庄屋格
魚次郎印
庄屋
中岡源エ門印
御代官中様⁽³⁷⁾

上掲の史料から、第一に「先達而御届奉申上御聞済被為成下候大鳥池かし池之義」とあるように、池尻村が大鳥池を養魚のため「東野村外式ヶ村（菅村・平尾村であろう一山中注）」=三か村に貸すに当って狭山藩（代官）の許可を得ていることが判明する。第二に、大鳥池を貸すに当って池尻村が予め東野ほか二か村に「懸合」って、「御屋敷魚釣御慰之義差構無御座候段」、つまり狭山藩の家中の人々が魚釣をすることは、かまわないことの諒解を得ていることも判明する。そして、このことを「かし池魚代」（養魚料或は池床料のことである）⁽³⁸⁾を「入札」する際、入札人に対して大鳥池を池尻村から借りた三か村のうちの一か村である東野村役人から「披露」し、池尻村役人らもその場に立ち会うことを届け出ているのである。

上掲の史料は、大鳥池について狭山藩と池尻村が一定の排他的支配を行なっていたことをあらわす態様、行動様式を取っていたことを示すものにはかならない⁽³⁹⁾。狭山藩がその所領である池尻村の大鳥池に対して排他的支配を行ないえたのは、江戸時代に幕府から各領主に認められた領域における「自分仕置権」（前注(20)参照）に基づくものと考えられる。また池尻村が大鳥池に対して排他的支配を行ないえたのは、

既述したように中世期において大鳥池の構築に際し池尻村の原集落である狭山庄の人々が主体的に関与したと推定される事情に基づく大鳥池の池敷・堤塘=「地盤」に対する池尻村村民の所属意識或いはそれに基づく所持意識（潜在的なものであったとしても）に基因するものと考えられる。というのは、現在においても河内・和泉地方においては、池敷・堤塘=池の「地盤」所有権者が養魚権を有することが一般的慣行であり、したがって、養魚権を有することが池敷・堤塘=池の「地盤」所有権者の証左の一つとなっているからである。

（四）池敷の貸借における池尻村の優位性

以上に述べてきた諸事実、すなわち、（一）池堤塘の使用における池尻村の優位性、（二）池の「除ヶ」の修築工事における池尻村の優位性、（三）貸し池に際しての池尻村の優位性を踏まえて、次に、から池（上大鳥池・中之池とも称される—以下、この注記は省略する）の池敷についての池尻村と東野など三か村の「貸借契約」に関する史料を検討する。

この史料は、既に述べたように、江戸時代において、東野など三か村が、へど池を含む大鳥池など三つの池を「支配進退」していたことを証明する証拠として挙げて、明治期以降も、三か村がこれら三つの池の池敷・堤塘の所有権を有していたことを三か村財産区が主張する有力な証拠とするものである。

しかし、私は、まずこのから池池敷についての池尻村と東野など三か村の「貸借契約」自体が成立したことについて、次に掲げる史料(A)の内容から見て、後述するように疑義を持っているが、取り敢えず、まず史料(A)を掲げる。

(37)大阪狭山市、中岡家文書（大阪狭山市立郷土資料館所蔵）。

(38)大阪府立狭山池博物館の御教示による。

(39)池尻村の大鳥池に対する排他的支配は、狭山藩の大鳥池に対する排他的支配によって制約されたものであると考えられる。

史料(A)

乍恐以御内分再御伺奉申上候

一、此度から池之内、水溜り無之地所借地仕度候ニ付、普請仕法之義、去る朔日村惣代頭百姓立会色々申談じ之上、仕法立治定仕置候処、右仕法ニ而者不宜趣小谷六左衛門より内々奉申上、附而者同人存付之仕法立、内々被為 仰聞篤と示談仕候様、厚御内沙汰被為 成下難有奉畏、此談色々相談仕候処、右六左衛門申上候仕法之義者、前刻茂奉申上候通り、是迄ニ茂申出し候者も御座候得共、普請銀相嵩候而已ニ而、場所為方に茂不宜候様多分是ヲ申ニ付、種々相談之上、只今之仕法ニ相決シ、則土方貲銀等当切ニ致し罷在候義付、今以私共斗いに而仕法替仕候に者、以前示談仕候者共江対シ、一向相済不申、何共愚案治定仕兼候ニ付、今一応組頭集会為致、右仕法両用共及再談、一同之存寄ニ任、仕法相決申度奉存候、利得之義者、両用共見越し之事ニ付、自己のみ申張罷居候而茂、後日存じ違等御座候而者奉恐入候義ニ付、衆評ニ任置候ハバ、先々後日之故障茂無御座候様奉存候ニ付、乍恐此談再応奉申上候、右御聞済被為 成下候ハバ難有仕合せ奉存候、以上

慶応三年四月八日

(40)前掲注(37)中岡家文書。

(41)次に中岡・小谷両庄屋の間にから池「嵩置」の工事の仕方をめぐって対立があったことを示す史料(1)、(2)を掲げておく。

(1)

前文略御免可被下候、然者から池芝地借用添約定いたし、就而者大鳥池嵩置約定入魂等之義に付、別紙申言通り為取替し度候間、此段下書入御覧得御意候、思召も御座候ハバ、貴面御相談申上候間、私宅へ御光来可被成下候、今日昼後下方(昼の遅い時間に一山中注)ニ貴答いたし度候義ニ付此段申上候、先者右得貴意度如此御座候、早々 以上

四月二日

中岡

小谷様

(前掲注(37)中岡家文書)

(2)

尚々本文之通下拙儀者小学之者候得共、矢張殿様御百姓者外同様に奉存候間、御捨置に相成候思召吳

池尻村

年寄

儀兵衛印

同断

太郎兵衛印

庄屋格

角次郎印

庄屋見習

重助印

庄屋

中岡源左衛門印

御代官中様⁽⁴⁰⁾

この史料は、休職中の池尻村庄屋小谷六左衛門を除く池尻村庄屋中岡清左衛門ら村役人から狭山藩代官に宛てて提出された文書である。これによると、から池の中の「水溜り」のない「地所」(以下、から池=上大鳥池内の地所という文言であらわす場合もあることをおことわりしておく)を池尻村が三か村から借用して利用するに際して「普請仕法」=工事の仕方をめぐって小谷と中岡らとの間に意見の対立があったことが判明する⁽⁴¹⁾。またこの対立に関して、狭山藩の代官から小谷の「仕法立(工事の仕方)」

候与承り度奉存候、乍失敬俗ニ言くわへて振ル、与申
彼成方与奉存

残念至極ニ奉存候

貴酬

此度から池借地並大鳥池北堤嵩置は約定相済、依之為取替書並借地証文下書茂御遣し被下承知仕り候得共、元來此一件者一応之御相談も承り不申事ニ付、今更何とも存寄不申上候間、可然可被成候、乍併右様の儀は、古今稀成大造之事に候に付、定而村方へは末々迄も御相談行届き候儀と奉察入候、左候はば下拙儀は當時平百姓同様休役中、譬江平百姓たり共御相談可有之儀、発端よりご沙汰も被下候苦と奉存候処、于唯今一応の御沙汰も無之候段、一向不得其意奉存候否哉、下拙老人御捨置の儀、御答承り度候、右貴酬旁々得貴意度、如此御座候以上

四月二日

小谷拝

中岡様

(前掲注(37)中岡家文書)

中注)、内々被為仰聞」、「篤と示談仕候様、厚御内沙汰被為 成下(なし下しなされ)」、つまり、小谷とよく話し合い和解しておくよう命じられていたことも判明する。そこで中岡らは、小谷の主張するような工事の仕方では、以前にも「奉申上候通り」「普請銀相嵩候而已ニ而」よくないと思う。今、自分達の工事の仕方を変更することは、「以前示談仕候者共」に対し「相済」まないことになるので、今一度、「組頭集会」(五人組組頭の集会で、村寄合に代わるものと考えられる)をして「仕法両用共」=小谷・中岡両工事案を「再談」して、「一同存寄ニ任」せて「仕法」を「相決」めたいので、そのことを「御聞済被為成下候ハバ難有仕合奉存候」、つまり狭山藩が許可してくだされば有難いと狭山藩代官に申し出たのが、上掲の史料(A)の主な内容である。其の中では「利得之義者両用共見越之事ニ付、自己のみ申張罷居候而茂、後日存じ違等御座候而者奉恐入候義付、衆評ニ任置候ハバ、先々後日之故障茂無御座候様奉存候」、つなわち工事の利害得失は、両案とも見積もりにすぎないので、自分の主張を押し通しては、後で見込み違いが生じると申し訳ないことになるので衆議に任せれば、後日、異議も出ないであろうと村役人らしい配慮を見せている点も注目される。

上掲の史料の検討から、まず狭山藩代官が、から池の借用、工事の仕方について一定の干与・指示を行なっていたことが判明する。これは、既に述べたように、狭山藩の領主に幕府から認められていた領域における「自分仕置権」から考えても当然のことである。と同時に、慶応3年(1867)4月8日の時点では、から池=上大鳥池内の地所の工事の仕方も決まらず、その「貸借契約」が完全には成立していなかったことを実証するものである。さらに後述するように、池尻村と三か村間のから池=上大鳥池内の地所の正式の「貸借契約」についての原文書も、池

尻村と三か村ともに残存していないのである。

次に、から池=上大鳥池内の地所=地敷の貸借について、池尻村と東野・菅生・平尾三か村との間で取り交わされた主要関係史料を検討する。

まず「仮約定」とされている史料(B)を掲げる。

史料(B)

差入申約定書之事

一、其御村々立会用水溜、字上大鳥池之内土砂埋込水溜リ無之、地高く不用之地少々手入いたし、作物仕付様致し候而者双方村益ニ茂可相成様存候ニ付、此度当村より借地いたし度段御願申上候処、双方御示談之上御承知被下忝存候、然上者、借地手入いたし候上ニ而、敵歩等相改可申候、尤借地申冥加として壱反歩ニ付壱箇年分米五斗(升カ)宛當卯年より毎年十二月十日限、当村方支配直段代銀を以急度相渡可申候、冥加米相滯リ候歟、亦者其御村々御差支え儀出来候節者、譬エ手入作付いたし居候共、何時に而以前之通り無違変、地面差戻可申候、其節地面繕ひ入用相懸リ候杯与一切申間鋪候、且亦借地御断申候節者、何時成共御請取可被下、右地面ニ付借地中、借地并東腕堤破損普請當方より相賄ひ可申候、臨時行倒れ変死等之節者、是迺通り取斗ひ可申候、借地水抜大鳥池中堤江八寸之丸土樋を伏せ水抜可申候、若洪水之砌者大鳥池之差支無之様土樋水留メ当村より可致候、自然留後候ハヽ、其御村々より御勝手ニ御留メ可被下候、尤其節借地之地面水冠相成候共、聊差支杯与者申間鋪候、猶亦手入出来候上反歩相改メ本紙証札差入可申約定ニ候而、仮約定如件(傍点は山中)

慶応三年卯年四月

池尻村

百姓惣代

九右衛門印

助左衛門印

万 蔵	印
儀 兵 衛	
太 郎 兵 衛	
庄屋格	
角 次 郎	印
庄屋見習	
重 助	印
庄屋	
小谷六左衛門	
同	
中岡源左衛門	印
東野村	
菅生村	
平尾村	
御役人中	⁽⁴²⁾

上掲の史料(B)は、から池=上大鳥池の「土砂埋込水溜り無之地高く不用之池」を「少々手入」して「作物」を植え付けると「双方村益」にもなるように思うので、池尻村から東野など三か村に対して「借地」の「御願」をしたところ「御示談之上御承知」されたということから書き始められている。とくにこの点を三か村財産区は、江戸時代において、三か村が、へど池を含む大鳥池など三つの池（から池=上大鳥池を含む）を「支配進退」していたことを証明する証拠として挙げて、明治期以降においても、三か村が、これら三つの池の池敷・堤塘の所有権を有していたことを主張する有力な証拠であると強調するが、このような考え方には、本章が第(一)節、第(二)節、第(三)節において考察してきたところからすれば、認められない。

まず「借地」という点であるが、今日でも、自己の所有地を他者に貸している場合、その所有者の必要があって、自己の所有地を貸している他者から改めて借り受けるというような事例

は、珍しいことではない。上掲史料に言う「借地」は、既に本章、とくに第(一)節、第(三)節において検証した池尻村所在の三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」に対する、狭山藩の「自分仕置権」と池尻村の領域意識=所属意識或いはそれに基づく所持意識（潜在的なものであったとしても）、またそれに基因する、池尻村の、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」についての三か村に対する優位性のあらわれと考えられる諸態様・諸行動様式を踏まえて考えるならば、まさに今日でも珍しいことではない事例に類するものと言わなければならない。というのは、この史料の文言を検討すれば、池尻村側はから池=上大鳥池内の地所を「借地」するに当たって三か村と契約はしたが、支払う「冥加」=借地料については池尻村の「村方支配直段代銀を以急度相渡し可申候」と、池尻村が一方的に決めた借地料で支払うことを三か村に通告しているからである。これは対等の「貸借契約」においては、一般にはあり得ないことである。その基底には、三つの池（から池=上大鳥池を含む）の池敷・堤塘=池の「地盤」に対する池尻村の領域意識=所属意識或いはそれに基づく所持意識（潜在的なものであったとしても）、またそれに基因する、池尻村の三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」についての三か村に対する優位性があったと言わなければならない。

さて、池尻村と東野など三か村の間で取り交わされたから池=上大鳥池内の地所=池敷の「貸借契約」書であるが、その正式の原文書と考えられるものは、各村ともに残存していない。したがって、この「貸借契約」自体の成立に私は疑義を持っている。しかし、池尻村の庄屋であった中岡家には契約書の文案と推定される大同小異の数種類の文書が残存しているので、契約の成立に疑義はあるが、次にこの史料について

(42)前掲注(37)中岡家文書。

て検討することとする。残存している文書は、いずれも類似した史料なので、比較的内容の明確なもの、二点について検討しておきたい。

まず、池尻村から三か村に宛てた「約定書」案史料(C)を掲げる。

史料(C)

約定書之事

一、其御村々立会用水溜、字上大鳥池之内、水溜無之地面別紙証札之通り、私村方々借地之儀御頼申入候所、御承知被下候ニ付而者、其御村方之立会用水溜字大鳥池請堤嵩置被成度候得共、当村田地水冠ニ相成候地所有之難被成候ニ付、右田地築上可被成之儀、御頼被成、此度前件借地之義も御座候ニ付承知いたし候、尤嵩置高分量式尺と限り可申候、築上ヶ諸入用者其御村々より御賄ひ被成、土入等之義者其節御相談可申候、右御約定申候上者、向後其御村々御勝手普請被致候節聊違变申間敷候、為後日約定仍如件(傍点は山中)

慶応三卯年四月

池尻村

年寄	万 蔵
同断	儀 兵 衛
同断	太 郎 兵 衛
庄屋格	角 次 郎
庄屋見習	重 助
庄 屋	小谷六左衛門
同断	中岡源左衛門 ⁽⁴³⁾

東野村

菅生村

平尾村

御役人中

上掲の史料(C)によると、まずから池=上大鳥池内の地所の貸借をめぐっての話し合いの際に、

三か村も「大鳥池請堤」を「嵩置」したいこと、その「嵩置」によって池尻村の田地が冠水するので、この池尻村の田地を三か村が「諸入用」を負担して「築上」げたいと、池尻村に対して申し出ていたことが判明する。その申し出に対して、池尻村は「借地」のこともあるので承知するが、大鳥池堤塘の「嵩置高分量」は「式尺と限」と申し出たことも判明する。

これに対して三か村から池尻村に宛てた「約定書」案と思われる史料(D)を次に掲げる。およそ二種類のものがある。Dの(1)、Dの(2)として、下に掲げる。

史料(D)の(1)

約定書之事

一、当村々立会用水溜、字上大鳥池之内土砂埋込水溜リ無之、不用之地面作付いたし候ハバ双方村益ニ茂可相成御見込に而、借地之義ハ被頼出承知仕候、然上者、借地冥加として別紙其御村方々被差入候証札之通り年々冥加代銀、無相違御渡し可被下候、尚亦右地面差支候節者、何時ニ而茂御戻し可被下候、其節手入銀相掛り候杯と者被申間敷筈に御座候、為後日約定書依如件⁽⁴⁴⁾(傍点は山中)

史料(D)の(2)

約定書之事

一、当村々立会用水溜、字上大鳥池之内、水溜リ無之地所、別紙証文面約定之通、其御村方貸地致候付ニ而者、当村々立会用水溜字大鳥池請堤嵩置いたし、水溜り丈夫に仕度候得共、其御村方御田地水冠に相成候地所有之候ニ付、右田地築上□為致貰ひ度段、御頼申上候処、實以難出来事ニ候得共、前件貸地廉も有之、三方御承知被下恭存候、然上者、嵩置分量式尺ニ限可申候、田地築上諸入用等者當方々相賄ひ、土入等之義、其節御相談可申候、為後日約定仍如件

(43)(44)前掲注(37)中岡家文書。

(傍点は山中)

慶応三卯年四月⁽⁴⁵⁾

これら二つの約定書案を見ると、三か村は、から池=上大鳥池のうちで「土砂埋込水溜り無之、不用之地面」=「水溜り無之地所」に池尻村が「作付」するために同村から三か村に対して出された「借地」申入に対して、三か村は、池尻村が申し入れた「証札之通り」の毎年の「冥加代銀」(池尻村が一方的に決めた「村方支配直段代銀」－本稿71頁～72頁参照)=借地料および三か村が行なう大鳥池堤塘の「嵩置分量」を「高式尺」に限るなどの諸要求=条件をすべて受け入れて池尻村と「貸借契約」を締結しようとしていたことが判明する。

もし、三か村がから池=上大鳥池を「支配進退」していたとすれば、三か村が、このような池尻村の一方的な諸要求=条件をすべて受け入れてから池=上大鳥池のうち「土砂埋込水溜り無之、不用之地面」=「水溜り無之地所」の「貸借契約」を池尻村と締結しようとするというような事態は起こりえない、と言えよう。

上述してきたところからも明らかなように、江戸時代において、三か村が、池尻村所在のへど池を含む大鳥池など三つの池を「支配進退」していたことを証明する証拠として挙げて、明治期以降も三か村がこれらの池の池敷・堤塘の所有権を有していたことを三か村財産区が主張する有力な証拠としたから池=上大鳥池貸借関係史料を検討してきた結果、江戸時代において、三か村が、池尻村に所在する三つの池を「支配進退」していたとの主張は、全く認めることができ

(45)前掲注(37)中岡家文書。

(46)いわんや、明治期以降も、三か村が池尻村に所在する大鳥池など三つの池の池敷・堤塘の所有権を有していたとする三か村財産区の主張が成り立たないのは当然である。このことは、「はじめに」おいて述べたように、明治7年(1874)10月27日付の池尻村「除地反別高書上帳」に大鳥池など三つの池の池敷・堤塘が池尻

出来ないことを全史料が明瞭に物語っていることが判明した⁽⁴⁶⁾。そこにみられたのは（とくに本章、第一節、第三節、第四節参照）、三つの池（池敷・堤塘=池の「地盤」）に対する、狭山藩の「自分仕置権」と池尻村の領域意識=所属意識或いはそれに基づく所持意識（潜在的なものであったとしても）に基因する、池尻村の、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」についての三か村に対する優位性を示す諸態様・諸行動様式にほかならないと結論される。

むすびにかえて

以上、本稿は、河内国丹南郡の池尻村に所在する三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」に対する池尻村の所持意識（潜在的なものであったとしても）が、どのような諸態様・諸行動様式としてあらわれるのかについて考察してきた。

その考察によると、次の事が明らかになった。

まず池敷・堤塘=池の「地盤」所持意識（潜在的なものであったとしても）をうかがえるような史料が、江戸初期には発見することが難しいのではないかということである。本稿で考察の対象とした史料も文化10年(1813)のものが、もっとも古い。それは当然のことで、既に述べたように、田畠とは異なり、一般に池は専ら灌漑用水としての利用に重きが置かれ、池敷・堤塘など池の「地盤」所持は用水利用と関わって問題とされる必要がある場合においてのみ、人々の意識にのぼるにすぎなかったからでないかと考えられる。

それでも江戸時代の元禄期(1688～1703)以降、

村の「公有地」=村有地として記載されていることによっても実証されている（本稿、56頁参照）。もちろん旧村池尻村の権利を継承した地区会は、訴訟（本稿、53頁、55頁～56頁参照）においても三か村財産区に実質的に勝訴している（山中・前掲注(1)『民事裁判の法史学－村と土地の裁判と法－』221頁～222頁、238頁～239頁参照）。

幕末に近づけば近づくほど、商品経済の波が河内地方の農村にもますます強く押し寄せ、その波に巻き込まれるという様相を呈する中で、池利用においても単に養魚だけでなく、池尻村が、から池=上大鳥池のうちで「土砂埋込水溜り無之、不用之地面」=「水溜り無之地所」を「作付」するために三か村に対して「借地」申入を行なった事例（第三章第(四)節参照）にもみられるように、池敷・堤塘=池の「地盤」を利用して、いわゆる商品作物などが栽培・採取され⁽⁴⁷⁾、利潤がもたらされるといった状況が生成されてきたものと思われる。その結果、池敷・堤塘=池の「地盤」に対する所持意識（潜在的なものであったとしても）が芽生えてきたのではないかと考えられる。

その過程で池尻村（村民）の大鳥池など三つの池についての諸態様・諸行動様式のなかに、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」に対する所持意識（潜在的なものであったとしても）のあらわれと考えられるような行為がみられるようになつたと言えよう。

それら池尻村（村民）の諸態様・諸行動様式のありようを、三つの池を専ら灌漑用水として利用している東野など三か村（村民）の三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」についての諸態様・諸行動様式のありようとの比較において考察したのが本稿である。

その諸態様・諸行動様式を要約すれば、池尻村（村民）の、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」に対する管理性・排他的支配性（この二者は厳密に区別することは難しいが）など、池尻村の、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」についての三か村に対する優位性を示す諸態様・諸行動様式と言うことができよう。その基底に

は、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」に対する池尻村（村民）の所持意識（潜在的なものであったとしても）があったと言えよう。しかし、その池尻村（村民）の、三つの池の池敷・堤塘=池の「地盤」についての諸態様・諸行動様式は、必ずしも完全に独自なものではなく、そこには、領主狭山藩による一定の干与という制約がみられること⁽⁴⁸⁾にも注意しておかなくてはならない。もちろん、その領主による干与は、江戸時代に一般に農地においてみられた作付制限や田畠永代売買禁止令のような個別の法的根拠があるものでは必ずしもなく、「自分仕置権」に基づくものと考えられる。

さらに最後に大胆な仮説を述べるならば、本稿において検討してきたような池敷・堤塘に対する潜在的所持意識に基づく村・村民の諸態様・諸行動様式のうちに、私たちは、一般の村（村民）共有地に対する所持意識が形成される過程における、その原初的表現形態の一端を見出せるのではないか、と言うことである。

〔後註〕本稿は、2005年1月23日、法制史学会近畿部会における報告をもとに執筆されたものである。部会の席上、大竹秀男氏（神戸大学名誉教授）をはじめ、会員の方々から貴重な御教示・御意見をいただいた。

また、本稿の執筆に際しては、井ヶ田良治氏（同志社大学名誉教授）、大阪府立狭山池博物館、小谷安之祐氏（大阪狭山市東池尻地区長）、坂本忠久氏（千葉大学法経学部法学科教授）、中尾敏充氏（大阪大学大学院法学研究科教授）、福島雅蔵氏（花園大学名誉教授）、村田路人氏（大阪大学大学院文学研究科教授）、矢切努氏（関西大学大学院経済学研究科、後期博士課程

(47) また池には食用として（備荒用としても領主が栽培を奨励したと思われる—福島雅蔵氏の御教示による）菱が栽培されていたとも言われているが、吉井克信氏に調べていただいた結果、その事実を明確に裏付ける

史料は見出せないとのことであった。

(48) なお、本稿64頁～65頁、68頁～71頁および前掲注(39)参照。

学生)、吉井克信氏（大阪狭山市立郷土資料館
主事）より貴重な御教示と御助力をいただいた。

本稿の印刷に当たっては、大阪経済法科大学
アジア研究所の玄善允氏、李明玉氏に大へんお

手数をおかけし、お世話になった。

ここにそのことを記して、各位に感謝の意を
表するものである。